

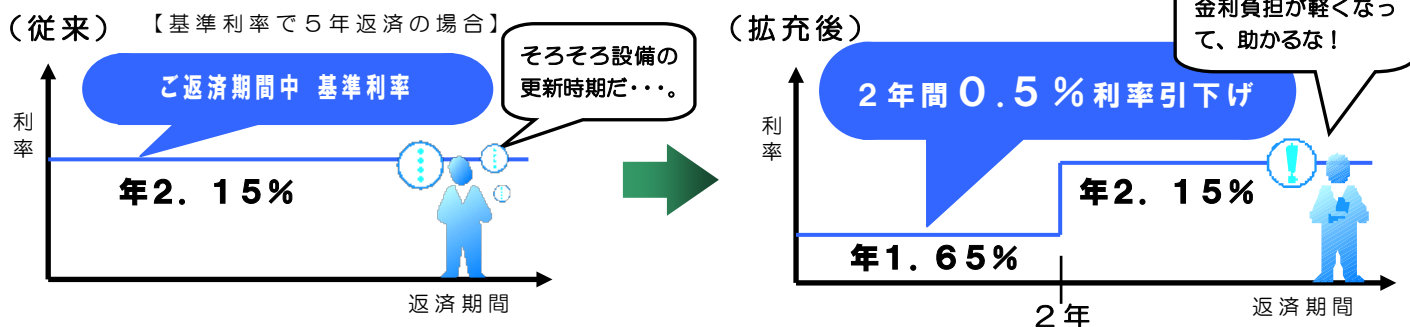
設備資金にかかる利率引下げのご案内

23年度第3次補正予算の成立により、設備資金は利率引下げ

- ◆ 設備資金をご利用される場合は、ご融資日から2年間、年0.5%利率引下げ
- ◆ 特定被災区域内で従業員の雇用を維持される場合などは、ご返済期間全て年0.5%利率引下げ

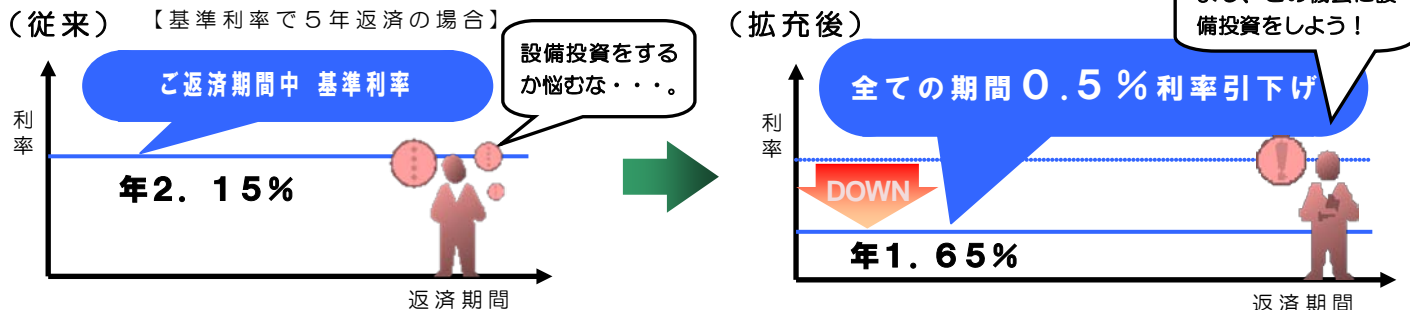
設備資金を利用する場合

【当初2年間】設備資金の利率引下げ!!



特定被災区域内で従業員の雇用を維持または拡大し、設備資金を利用する場合

【全ての期間】設備資金の利率引下げ!!



《特定被災区域》

岩手、宮城、福島は全域。青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の7県は一部

※特定被災区域は東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める区域をいいます。

I T設備の導入、雇用創出、環境対策などの設備投資を行う場合は、
お使いみち等により特別利率がご利用いただけます。

【従来】

【拡充後】

- 特別利率Cの場合 年1.25%~ ⇒ 年0.75%~
- 特別利率Bの場合 年1.50%~ ⇒ 年1.00%~

※適用対象には条件がありますので詳しくは最寄りの支店にお尋ねください。

※利率は平成23年12月9日現在のものです。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

事業資金相談ダイヤル



(行こうよ! 公庫)

0120-154-505



日本政策金融公庫
国民生活事業

<http://www.jfc.go.jp/k/>